

所管部課		行政管理部 市民課		部長		矢吹 勇一	
件 名		東大和市住民基本台帳事務取扱規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市指定排水設備工事事業者規則					
	部課機関	まちづくり部 下水道課					
1. 要 旨 (1) 改正理由 ① 住民基本台帳事務処理要領の一部改正により、本人確認の方法としてカード代替電磁的記録の一部の送信をし、当該記録が当該送信を行った者のものであることを確認する方法が考えられる旨が新たに位置づけられたため、所要の改正を行うものである。 ② 出入国管理及び難民認定法等の一部改正により、在留カード又は特別永住者証明書とマイナンバーカード一体化した特定在留カード等が交付されることに伴い、当該カードを本人確認書類として追加するため、所要の改正を行うものである。 (2) 主な改正内容 ① 第6条第4項に規定する住民異動届出書の届出等の際の本人確認の方法と第12条第3項の請求又は申出の任に当たっている者が本人であることを明らかにする書類等に、カード代替電磁的記録の送信と確認による方法を追加する。 ② 第6条第3項第1号及び第12条第1項に係る別表第1に、特定在留カード等を追加する。 (3) 施行日 ① 公布の日 ② 令和8年6月14日							
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) 総務課による事前審査済み							
3. 留意事項 (問題点等)							
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。							
5. 審議結果 決定							